

# パソコンふれあい館・せや 会則

2023年5月31日改定

## 第一章 総則

### 【名称及び所在地】

第1条 本会は「パソコンふれあい館・せや」と称し、活動拠点は瀬谷区民活動センターに置く。なお、本会事務所は、本会代表宅とする

### 【目的】

第2条 本会は、下記の活動を主目的とする

1. 区との協働活動（相談会）  
区との依頼事項に属するものとして、瀬谷区民活動センターの業務「パソコン相談」の運営協力（協働）を行い、パソコン及びスマホを通して、区民の生涯学習に寄与し、交流サロン（区民とのふれあい）として実施する
2. 独自活動（自主活動）  
区との協働と同時に、独自活動を実施する

## 第二章 サポーター

### 【資格及び入退会】

第3条

1. 本会の活動を円滑に進めるためのメンバーをサポーターと呼ぶ
2. 本会のサポーターは、瀬谷区域内に居住して、本会の目的に賛同する区民で構成される
3. サポーターは、本会の活動で知り得た個人情報等は、十分にその取り扱いに留意し退会後も他に漏洩しないこと

## 第三章 役員

### 【役員】

第4条 本会の活動計画案策定およびサポーター相互の意思疎通を図るため、下記の役員で構成される

(1) 代表	1名
(2) スケジュール管理	1名
(3) イベント実行計画立案・推進	1名
(4) 会計	1名
(5) 広報	2名
(6) 機器保守	2名
(7) 監事	1名

### 【役員の仕事】

第5条 本会の役員はその仕事を遂行するために次の業務を行う

1. 代表は運営委員会（又は役員連絡会）を総括し、会議を招集するときは議長となる
2. スケジュール管理は、サポーター要員活動の管理全般を担当する
3. イベント実行計画案・推進は、新規案件の諸調整を行う
4. 会計は、会計事務を担当し、定期総会における決算書を提供し、会計監査にはその業務の報告を行う
5. 広報は、本会ホームページの管理及びPR活動を担当する
6. 機器保守は、本会が管理する機器の保守管理を担当する
7. 会計監査（監事）は、会計帳簿、預金通帳等の監査を行う、ただし本会の役員仕事を担当することは出来ない

### 【役員の任期】

第6条 本会の役員の任期は原則2年とし、再任は妨げない

### 【役員の選出】

第7条 本会の役員選出（会計監査も含む）は、自薦または会員の推挙により、総会で承認されるものとする

## 第四章 活動

### 【活動】

第8条 本会は、第一章第2条に掲げる目的を達成するために次の活動を行う

### 【活動別及びその内容】

1. 区からの依頼に基づく活動（相談会）
  - ① 区民がパソコン等を有効に活用および区民相互が関わり合う場を提供する
  - ② 毎週火・金曜日の週2回の「パソコン相談会」の実施
  - ③ 今後の動向を踏まえて、スマホ&タブレットなどの基本操作も実施範囲とする
2. 独自活動（自主活動）

区とは独立の下記の活動を行う

  - ① 地域密着型相談会
  - ② 広報活動及び広報誌発行（さわやか通信：季刊）
  - ③ 他部門間の交流（まつり参加、講座支援等）
  - ④ 講座受講費、講師派遣費などについては諸環境を鑑み役員連絡会にて決定する

## 第五章 会議

### 【会議体】

第9条 本会の運営を円滑に推進するために、次の会議を置く

- (1) 総会      (2) 臨時総会      (3) 運営委員会      (4) 役員連絡会

### 【会議開催要件】

第10条 本会の総会は定期総会及び臨時総会とする

ただし臨時総会は、場合によっては書面表決（電子メールを含む）で代行される

1. 定期総会は毎年1回4月末日までに開催する
2. 臨時総会は役員連絡会が認めたとき、又はサポーターの5分の1以上の要求が有った場合は開催する
3. 運営委員会は必要に応じて代表がメンバーを選任し開催する
4. 役員連絡会は原則として月1回開催する

### 【議長、書記の選出】

第11条 総会に於ける議長、書記は代表が会員に諮り、これを選出する

ただし、出席者が少ない場合（サポーター在籍者の半数以下）は、出席者の同意を得て代表の一任とする

### 【総会の議決事項及び議決要件】

第12条 次の事項は総会の議決（承認）を経なければならない

#### ・議決事項

- ① 事業報告及び収支決算
- ② 事業計画及び収支予算
- ③ 役員を選任、解任
- ④ 会則の変更
- ⑤ その他

#### ・議決要件

- ① 総会、臨時総会はサポーター総数の2分の1以上の出席者（委任状を含む）をもって成立とする
- ② 総会の議事（代表の提案を含む）は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決断による

## 第六章 事務的手続き

### 【社会福祉協議会への参加】

第 13 条 当該協議会に参加し、ボランティア活動保険に加入する

### 【活動年度】

第 14 条 本会の活動年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日で終わる

## 附則

### 【施行期日】

この会則は、2019 年度（平成 31 年、令和元年）からの組織の大幅な改変により、改定版として令和 5 年 5 月 31 日からこの会則を適用する

以下余白